

4月から自転車にも青切符(反則金)!



自転車の違反 & A

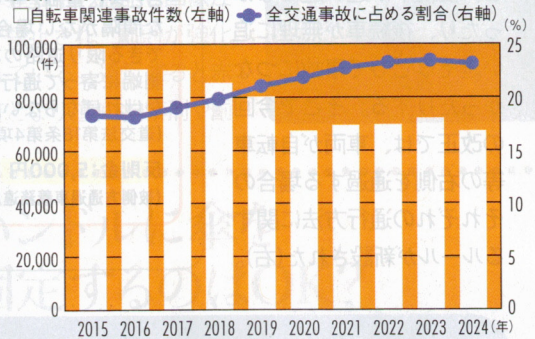
道路交通法が改正され、4月から自転車の違反に対し、車と同様に青切符(交通反則通告制度)が導入されます。青切符導入の背景や反則行為の種類、反則金の額など、自転車利用者の疑問に答えます。

Q1 なぜ、自転車に青切符?

近年、交通事故全体に占める自転車事故の割合(右)と違反件数は増加傾向。これまで自転車の違反は刑事手続きが必要で時間がかかるが、不起訴になるケースも多く、違反者に対する責任

追及が不十分との指摘も。そこで事故抑止のため道交法を一部改正し、16歳以上を対象に処理が迅速にできる青切符を導入。赤切符と違い青切符の場合、反則金を納付すれば出頭や裁判等が不要。前科も付かない。

自転車関連事故の推移



Q2 青切符の対象になる違反と反則金の額は?

主な違反(反則行為)と反則金の額は右のとおり。表は一部で、113種類の違反が対象。「ながらスマホ」と呼ばれる携帯電話使用等(保持)、「逆走」に当たる通行区分違反(右側通行等)など、悪質性

や危険度が高い反則行為ほど反則金の額が高い。酒酔い運転や酒気帯び運転、妨害運転(あおり運転)などの重大な違反は「反則行為」に該当せず、これまで同様、刑事手続きで処理される。

主な反則行為と反則金の額

反則行為	反則金	反則行為	反則金
携帯電話使用等(保持)	12,000円	自転車制動装置不良	5,000円
遮断踏切立入り	7,000円	無灯火	
通行区分違反(右側通行等)	6,000円	公安委員会遵守事項違反(傘差し運転、イヤホン等の使用運転等)	3,000円
横断歩行者等妨害等		歩道徐行等義務違反	
安全運転義務違反	5,000円	軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)	3,000円
指定場所一時不停止等		並進禁止違反	

Q

3 子供でも歩道は走れないの？

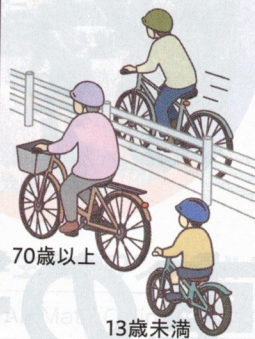
自転車は車道を走るのが原則だが、歩道を通行できるケースもある(右)。子供の場合、13歳未満なら歩道を走行できる。年齢的に運転操作や判断力が未熟で、車道では危険をともなう可能性があるからだ。ただ、歩道では車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる場合、一時停止も必要。歩道では歩行者優先であることを忘れないことが大切だ。

歩道を通行できるケース (普通自転車のみ)

1 「普通自転車歩道通行可」の道路標識や道路標示がある場合



2 子供や高齢者、障害のある人が運転する場合



3 道路工事や駐車車両等で車道左側の通行が難しい場合など



Q

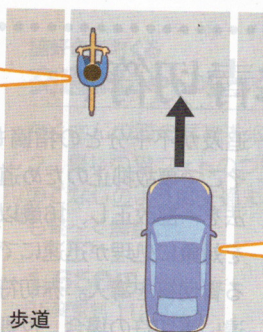
4 車道ならどこを走ってもいいの？

自転車は基本的に道路の左側端に寄って通行しなければならない。左に寄らないと、後続車が追い越せなかったり、後続車が無理に追い越そうとして事故につながったりする。そこで今回の改正では、車両が自転車等の右側を通過する場合のそれぞれの通行方法に関するルールが新設された(右)。

新設されるルール (4月1日から)

車両に追い抜かれるときに車両と十分な間隔がない場合、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければならない。(道交法第18条第4項)

反則金:5,000円
(被側方通過車義務違反)



自転車や歩行者の右側を通過するときは、間隔に応じて安全な速度で進行しなければならない。(道交法第18条第3項)

違反点数:2点

反則金:
普通車7,000円
(側方通過車義務違反)



青切符の対象となる例



警察官の指導警告に従わず違反(信号無視等)を続けた場合

歩道をスピードを出して通行し、歩行者を立ち止ませた場合

基本は「指導警告」。悪質・危険な違反を検挙。

反則行為のすべてが青切符として扱われるわけではない。警察庁によると、取り締まりの基本は「指導警告」。悪質・危険な違反のみ検挙する方針だ。歩道で徐行していなくても事故の危険性が低ければ、違反者に「指導警告票」を交付するなどの対応になる。

Q

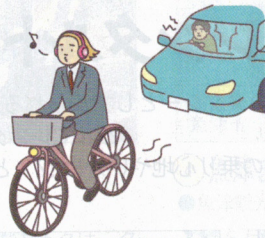
5

イヤホンは片耳タイプなら大丈夫?

イヤホンに関するルールは、道交法ではなく全国の公安委員会が規則等で禁止している。違反すると公安委員会遵守事項違反になる(反則金5,000円)。ただ、片耳タイプのイヤホンや、図のようなオープンイヤー・骨伝導タイプのように耳を完全にふさがず、運転に必要な音などが聞こえる限りは違反にはならない。

✖ 運転に必要な音などが聞こえない状態で使用するイヤホンやヘッドホン

○ 運転に必要な音などが聞こえる状態で使用するイヤホンやヘッドホン



オープンイヤータイプ 骨伝導タイプ

Q

8

違反した場合、本人確認はどうするの?

自転車の場合、取り締まりを受けた際に運転免許証を持っていないことも。その場合、学生証や社員証、マイナンバーカード等の身分証明書で本人確認する。証明書類がない場合、家族に連絡して確認を取るなどの対応になるという。

Q

9

反則金はコンビニでも払える?

青切符を切られると反則金の納付書を渡されるので、期限内に銀行や郵便局で反則金を納付する。納付は一部の県を除き、銀行や郵便局の窓口のみでコンビニではできない。反則金を納付しないと、赤切符と同じ刑事手続きに移行する。

Q

10

自転車で違反したら、運転免許証にも影響がある?

免許証を持っている人が自転車で違反をしても、点数は加算されず、ゴールド免許にも影響しない。ただ酒気帯び運転など自転車で悪質・危険な違反をした場合、運転免許の停止処分となる事例もある。

Q

6

自転車に固定したスマホを見るならいいの?

今回の反則行為には携帯電話使用等(保持)があるが、これは手に持った状態での通話や画面注視が対象。ただ、固定状態でもジッと見続ければ事故の危険があり、2年前に停止中を除いた自転車運転中の通話と画像注視が禁止され、罰則が強化されている。違反すると赤切符となり、重い拘禁刑や罰

金が科される可能性がある。たとえ固定したスマホでも、停止中に見るようにしよう。



Q

7

ハンドルに傘を固定するのはOK?

傘をハンドル等に固定する器具(写真)を使うこと自体は道交法に違反しないが、取り付け際の傘の幅や高さによっては都道府県の公安委員会遵守事項違反になることも。また、Q3で説明した歩道を走行できるケースは普通自転車(車体の幅が60cm以内)に限られ、傘を取り付けると60cmを超えて歩道走行ができなくなる可能性が高い。強風時

は傘が風であおられバランスを崩す危険性もある。

